

# 下水道による内水対策に関するガイドライン類改訂（案）について

## 下水道法改正の概要（6月内施行）

# 計画降雨の事業計画への位置付け

全国各地で水災害が頻発しているため、各地域の水災害状況、将来の気候変動の影響による降雨量の増加を見据えて、下水道事業計画に雨水排除の指針となる計画降雨を定め、当該計画降雨に基づき浸水リスクの高い地域での整備を重点化するなど、「事前防災」の考え方に基づく計画的な下水道整備を加速する必要。



## 【改正概要】

・公共下水道・流域下水道の**事業計画の記載事項に、計画降雨**(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)**を追加**

## 公共下水道の事業計画の記載事項(下水道法第5条)

※流域下水道の事業計画の記載事項(下水道法第25条の12)も同様の改正を行う。

### 【1. 従前の記載事項】

- ① 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに点検の方法及び頻度
- ② 終末処理場を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ③ 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- ④ 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置
- ⑤ 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域)
- ⑥ 工事の着手及び完成の予定年月日

### 【2. 追加の記載事項】

- ① 計画降雨(浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨)

※水防法による雨水出水浸水想定区域に指定された場合は、必須記載事項となる

記載事項に  
追加

# 民間による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

気候変動の影響による降雨量の増加を見据え、整備等に限界のある浸水被害対策区域(※)において、地域関係者が一体となって雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進するため、民間事業者等による雨水浸透・貯留に係る自主的な取組を積極的に誘導・後押しする必要

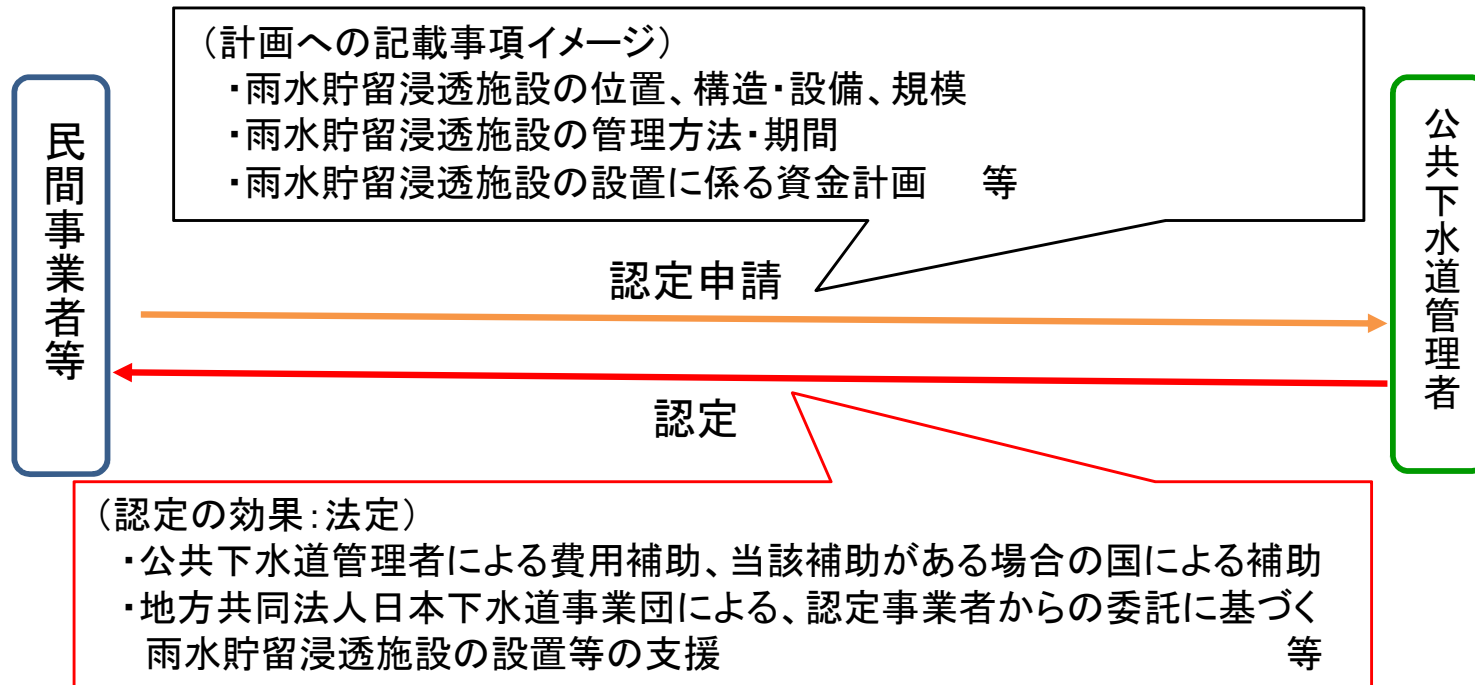
(※)排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによっては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域

## 【改正概要】

### 浸水被害対策区域での民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度の創設

浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設整備費用に係る法定補助等を措置。

### 【民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度の概要】



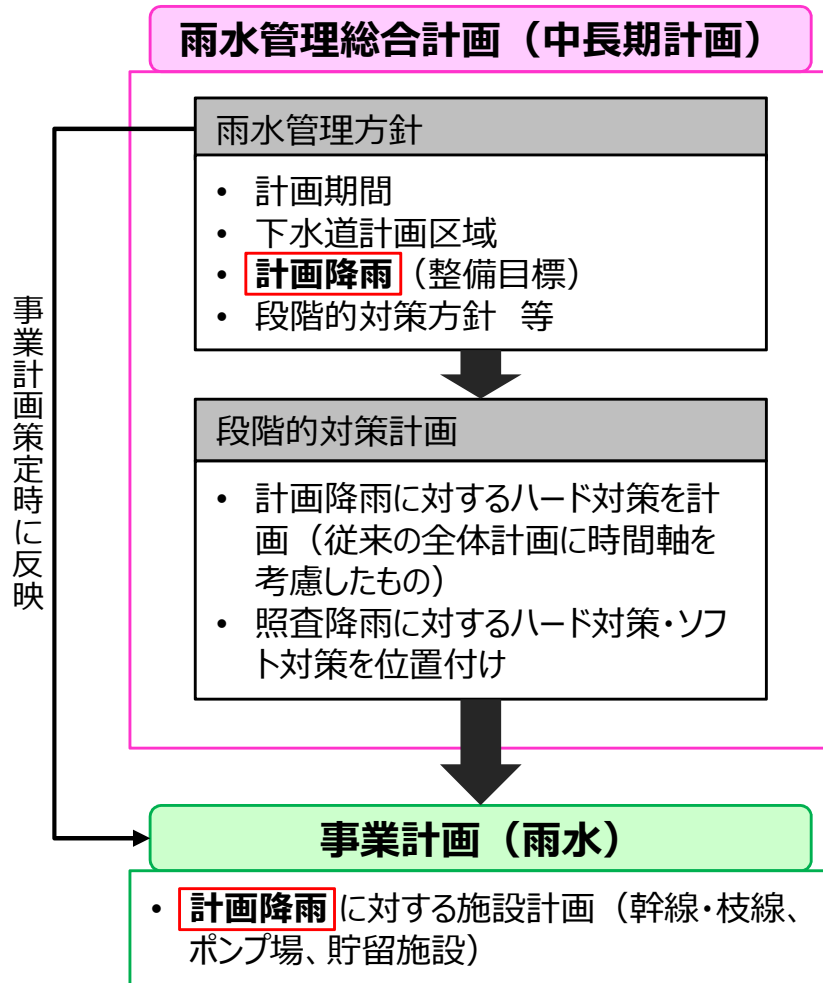
雨水貯留浸透施設の整備イメージ

# 雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）

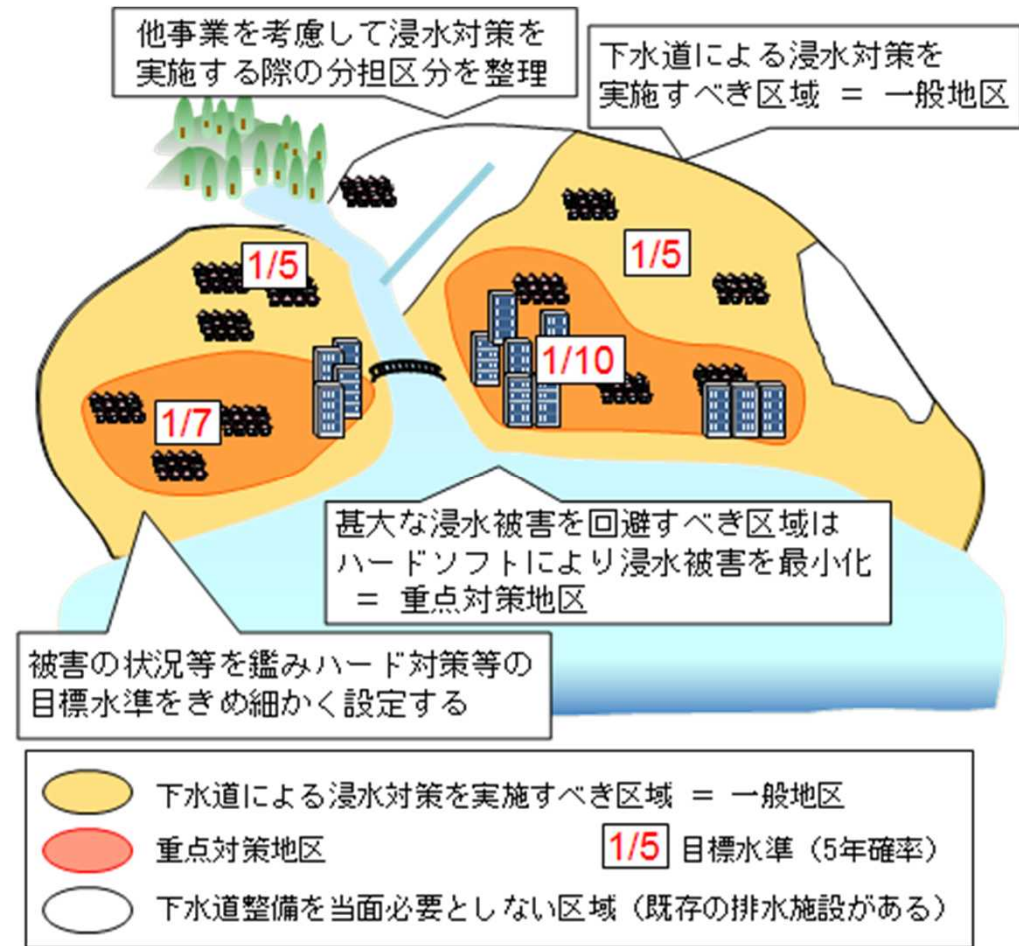
# 雨水管理総合計画と計画降雨の関係

- 流域治水関連法の一環として下水道法を改正し、事業計画に「計画降雨」（下水道で浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨）を位置付け。
- 計画的に事前防災の考え方に基づいた整備ができるよう、中長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める「雨水管理総合計画」を策定し、気候変動の影響を踏まえた浸水リスクや都市機能の集積状況等に応じて、メリハリのある「計画降雨」をきめ細やかに設定。

## 雨水管理総合計画と事業計画の関係



## 今後の下水道の整備イメージ



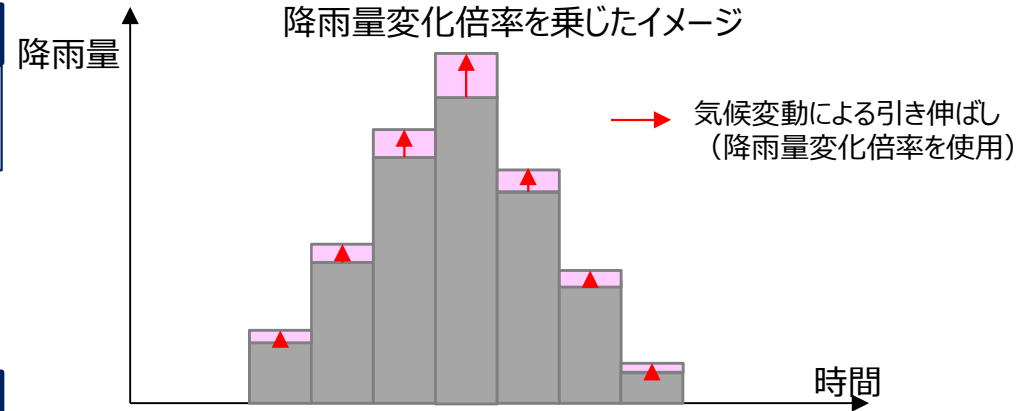
# 令和3年7月の改訂内容（概要）

○「気候変動を踏まえた都市浸水対策に関する検討会」提言等の内容を踏まえ、気候変動の影響を反映した計画への見直しに向け、令和3年7月に「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」を改訂。

## 【主な改訂内容①】気候変動の影響を踏まえた計画降雨等の算定

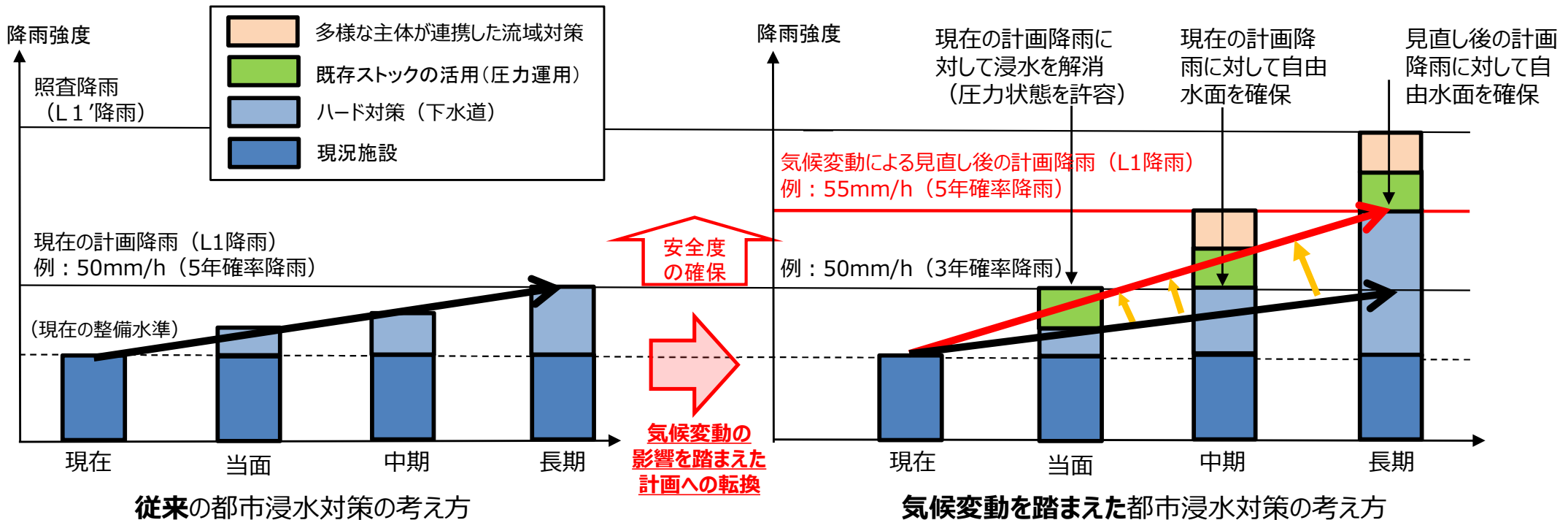
気候変動の影響を踏まえた計画降雨及び計画雨水量の算定にあたっては、降雨量変化倍率を乗じて設定。

地域区分	降雨量変化倍率
北海道北部，北海道南部	1.15
その他14地域（沖縄含む）	1.10



## 【主な改訂内容②】段階的対策計画の考え方

将来的には気候変動の影響を踏まえ見直しを行った後の計画降雨に対して自由水面を確保できる施設の整備を前提としつつ、当面は既存ストックを効果的の活用や多様な主体との連携による雨水流出抑制を推進することにより、段階的に安全度を向上。





# 改訂内容（案）【事業計画との関係】

## 改訂内容（案）

○ 下水道法の改正内容で公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日に施行予定に係るもの（下水道事業計画の記載事項への計画降雨の追加）について、その内容を反映。

- 「1-9 事業計画との関係」において、事業計画の記載事項への計画降雨の追加や、下水道法施行規則第4条の「その他の書類及び図面」の一つである「施設の設置に関する方針」に関する解説を充実する。等

（現ガイドラインの記載事項）施設の設置に関する方針

雨水管理方針又は雨水管理総合計画の策定により整理される

【施設の設置に関する方針（様式1の記載例のイメージ）】

主要な施策 （下水道法第24条第1項第2号に規定する下水道事業計画に記載するべき事項）	指標等	整備水準			事業の 重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための主要な事業	備考	
		現在 (平成 年度末)	中期目標 (平成〇年度末)	長期目標				
浸水対策	都市 浸水 対策 達成 率	整備目標 60mm/h 【重点地区】	25% (100ha)	50% (200ha)	100% (400ha)	(例1) 都市機能集積地区等の重点地区については、既往最大降雨(80mm/h)に対して、ハード・ソフト両面の対策により浸水被害の最小化を目指す。 (例2) 浸水被害想定に基づき、浸水被害リスクの高い箇所から優先的に整備。 (例3) 既設水路等のストックを活用し、効率的な整備を図る。	○○地区雨水貯留施設整備事業  ○○幹線整備事業  ○○幹線整備事業	○○地区については、下水道法第23条の2に基づく「浸水被害対策区域」に指定し、既設施設による雨水貯留を導入。
	整備目標 50mm/h 【一般地区】	10% (100ha)	20% (200ha)	100% (1,000ha)				
	整備目標 30mm/h	5% (100ha)	10% (200ha)	100% (2,000ha)				



更新予定

- 事業のより一層の効率化、事業効果の見える化等の観点から、
  - ・主要な施策毎の**施設の整備水準**
  - ・上記水準を達成するための**事業の重点化・効率化の方針**（事業実施の優先順位の考え方、人口減少等を踏まえた施設規模の見直し、施設の統廃合、**ハード・ソフトによる総合的な取組**等）を記載。
- 主要な施策については、浸水対策を含め、事業計画に基づき今後実施する予定の事業に該当するものを記載。
- 整備水準については、現在、中期（概ね10年後）、長期目標（最終目標）に分けて記載し、中期目標については、これを達成するための主要な事業についてもあわせて記載。



## 改訂内容（案）【浸水リスクの想定】【流域下水道に係る解説】

### 改訂内容（案）

- 計画的に事前防災の考え方に基づいた整備ができるよう、地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある計画降雨をきめ細やかに設定するためには、浸水シミュレーションにより浸水リスクを想定することが必要。
  - 「2－3 浸水要因分析と地域ごとの課題整理（2）浸水リスクの想定」において、計画規模の降雨や既往最大降雨等の照査降雨に対する浸水シミュレーションにより、浸水リスクを想定することが必要であることを追記する。

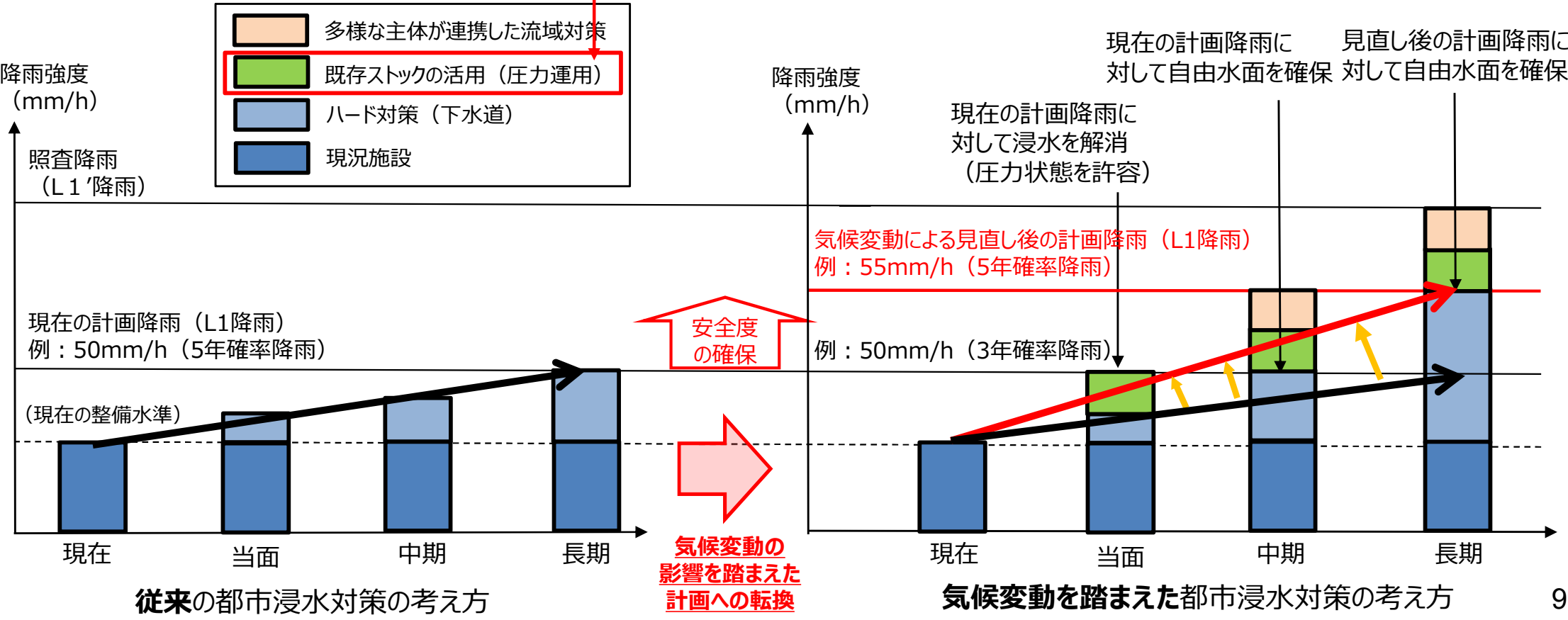
### 改訂内容（案）

- 流域関連公共下水道がある場合は、その計画降雨と流域下水道の計画降雨は整合することが必要。
  - 「1－6 策定主体（雨水管理総合計画の策定主体）」において、流域関連公共下水道がある場合は、雨水管理総合計画策定時において、公共下水道管理者は流域下水道管理者に協議を行う必要があることを追記する。等

# 改訂内容（案）【事例集の追加（既存ストックの活用）】

## 改訂内容（案）

- 段階的な対策事例として、既存ストックを活用した都市浸水対策機能向上等の事例を追加。
  - 浸水シミュレーション等により、圧力状態よる能力を評価・活用することで、水位を地表面以上に上昇させない程度の排水能力を有する雨水排除施設を優先的に整備するなどの既存ストックを活用した都市浸水対策機能向上等の事例を追加。



# 官民連携した浸水対策の手引き（案）

# 浸水被害対策区域制度（平成27年の下水道法改正により創設）

- 公共下水道の排水区域のうち、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ、浸水対策を推進するため、地方公共団体が条例で「**浸水被害対策区域**」を指定。
- 下水道法第10条の排水設備の基準に代えて、条例で、雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定め、民間に対して雨水貯留施設の設置等を義務づけることができる。
- 区域内に存する貯留容量100m<sup>3</sup>以上の雨水貯留施設について、公共下水道管理者自らが管理する必要があると認めるときは、施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設を管理することができる。

## 浸水被害対策区域の効果

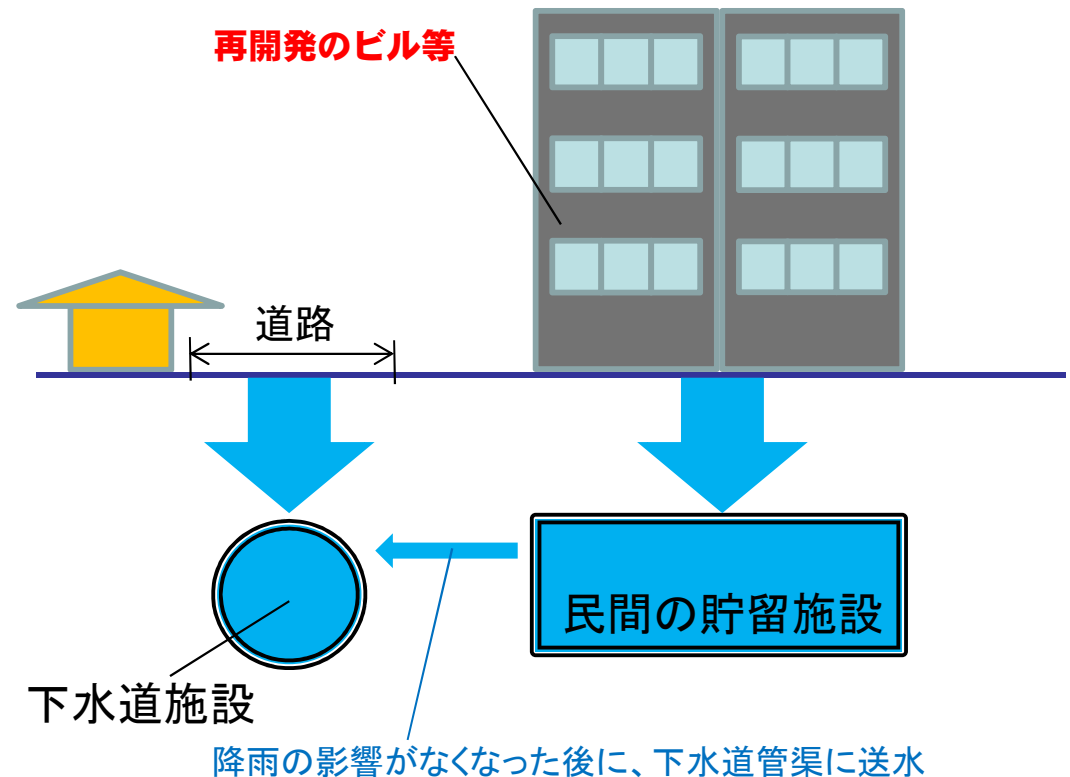
局地的な大雨（ゲリラ豪雨）の頻発等により、早期に浸水安全度を向上させるニーズ

公共下水道管理者が、道路や公園等の公共用地の下に雨水貯留管等を整備しようとしても、公共用地等の地下にスペースがない

民間の再開発等にあわせて、「浸水被害対策区域」を指定

官民が連携して浸水対策を実施、早期に地域の浸水安全度を向上

## 官民連携した浸水対策のイメージ



# 改訂内容（案）【浸水被害対策区域制度の拡充】

## 改訂内容（案）

○ 下水道法の改正内容で公布の日から6ヶ月以内で政令で定める日に施行予定に係るもの（浸水被害対策区域制度の拡充）について、その内容を反映。

■ 「3. 雨水貯留施設等の整備促進のための民間事業者等に対する国の支援制度等の適用」において、浸水被害対策区域支援制度等に関する解説を充実する。等

### （現ガイドラインの記載事項） 浸水被害対策区域における各種支援制度

#### 管理協定の締結等

#### 法第25条の3～9関係

- ・ 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が管理協定を締結した民間の雨水貯留施設等について、その管理を公共下水道管理者が行うことができる。

#### 特定地域都市浸水被害対策事業制度

#### 予算

- ・ 浸水被害対策区域における雨水貯留施設等の整備費用に対し、国が民間に直接支援を行う。（補助率最大1/3）

#### 雨水貯留利用施設に係る割増償却制度

#### 税制

- ・ 浸水被害対策区域において、予算制度の適用を受けずに300m<sup>3</sup>以上の雨水貯留施設を新たに整備する場合、新設・既設を含め、供用開始から5年間、普通償却限度額の10%割増償却ができる（法人税・所得税の特例）。

#### 容積率の緩和

#### その他

- ・ 都市再生特別地区（都市再生特別措置法）等において、地方公共団体は、雨水貯留施設の整備等を総合的に評価して容積率を緩和することができる。

**事例** 名古屋市名駅一丁目1番A地区（都市再生特別地区）：雨水貯留施設の整備や公開空地の整備等の公共貢献を総合的に評価し容積率を割増（約400%）

#### 新世代下水道支援事業

#### 予算

- ・ 個人住宅等に設置する貯留タンクなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が整備費用を助成する場合、地方公共団体に対して、防災・安全交付金による支援を実施。

**事例** 新潟市：宅地内の雨水浸透ます設置等の助成を平成12年度より開始（現在約6万基）

#### 条例による義務づけ制度

#### 法第25条の2関係

- ・ これらの支援策のみでは、浸水被害対策区域における浸水被害の軽減が困難な場合には、公共下水道管理者の判断により、条例で、民間に対し雨水貯留施設の設置等を義務づけることも可能。

# 改訂内容（案）【浸水被害対策区域制度の拡充】

（ガイドライン改定後の記載事項（案）） 浸水被害対策区域における各種支援制度

## 民間の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度

下水道法  
関係

- ・ 浸水被害対策区域において、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合、当該整備に係る計画を作成し、公共下水道管理者の認定を受けることができる。

## 官民連携浸水対策下水道事業（個別補助金）

予算

- ・ 認定計画に係る雨水貯留浸透施設の整備費用に対して、国が補助する。  
※補助率1/2

## 施設整備に係る特例措置（固定資産税の減免）

税制

- ・ 認定を受けた雨水貯留浸透施設について、固定資産税を減税する特例措置を講ずる。

## 日本下水道事業団による委託に基づく建設等

その他

- ・ 認定を受けた雨水貯留浸透施設の建設や設計等について、認定事業者の委託に基づき、日本下水道事業団が代わって行うことができる。

## 管理協定の締結等

下水道法関係

- ・ 浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が管理協定を締結した民間の雨水貯留施設等について、その管理を公共下水道管理者が行うことができる。

## 特定地域都市浸水被害対策事業制度

予算

- ・ 浸水被害対策区域における雨水貯留施設等の整備費用に対し、国が民間に直接支援を行う。（補助率最大1/3）

## 容積率の緩和

その他

- ・ 都市再生特別地区（都市再生特別措置法）等において、地方公共団体は、雨水貯留施設の整備等を総合的に評価して容積率を緩和することができる。

**事例** 名古屋市名駅一丁目1番A地区（都市再生特別地区）：雨水貯留施設の整備や公開空地の整備等の公共貢献を総合的に評価し容積率を割増（約400%）

## 新世代下水道支援事業

予算

- ・ 個人住宅等に設置する貯留タンクなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が整備費用を助成する場合、地方公共団体に対して、防災・安全交付金による支援を実施。

**事例** 新潟市：宅地内の雨水浸透ます設置等の助成を平成12年度より開始（現在約6万基）

## 条例による義務づけ制度

下水道法関係

- ・ これらの支援のみでは、浸水被害対策区域における浸水被害の軽減が困難な場合には、公共下水道管理者の判断により、条例で、民間に対し雨水貯留施設の設置等を義務付けることも可能。

■ : 新規制度  
■ : 制度拡充  
■ : 既存制度



# 【参考】官民連携浸水対策下水道事業の創設

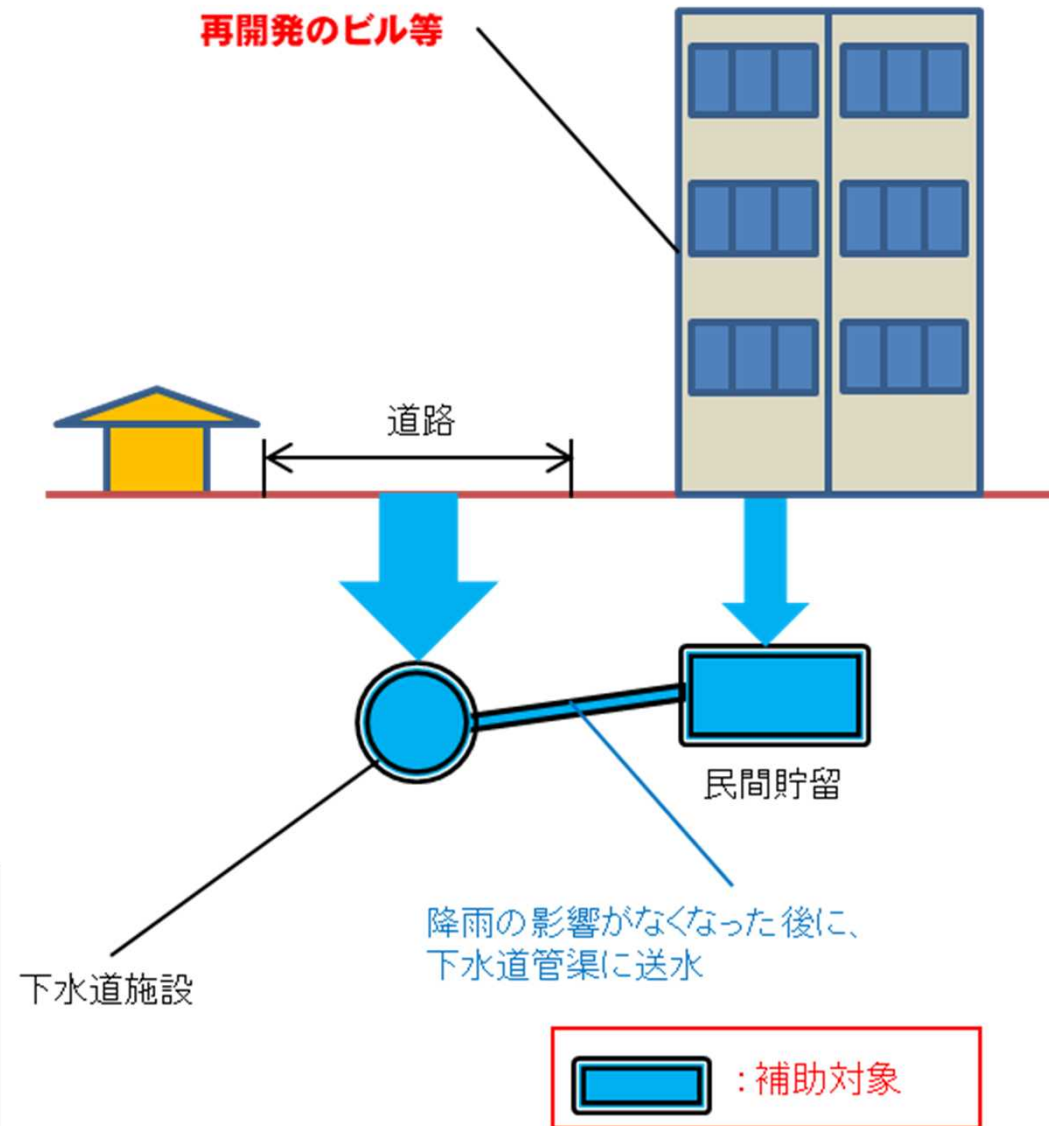
## 背景

- 近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増加や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- 都市機能が相当程度集積し、下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難である浸水被害対策区域（※）においては、流域治水の観点から、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備促進を図る必要がある。

（※）下水道法第25条の2に基づき、地方公共団体が指定する区域

## 概要

- 浸水被害対策区域内において公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備に対し、公共下水道管理者が費用の一部を負担する場合、国が民間事業者等を重点的に支援する制度を創設する（補助率 1 / 2）。



民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備イメージ

# 【参考】雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の創設（固定資産税）

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等による雨水貯留浸透施設に係る特例措置を創設する。

## 施策の背景

- 平成30年7月豪雨や令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、近年甚大な水害が全国各地で頻発しており、今後、気候変動により更なる降雨量の増大や水害の頻発化・激甚化が懸念されている。
- これに対し、あらゆる関係者が協働して流域対策を行う「流域治水」を推進するための新たな制度に位置付けられた雨水貯留浸透施設に対して税制による支援を講じることにより当該施設の整備促進を図る。



上部がオープンの場合



地下貯留の場合

## 要望の結果

### 特例措置の内容

#### 【固定資産税】

流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、新たな制度に基づき民間事業者等が整備する雨水貯留浸透施設について、課税標準を3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

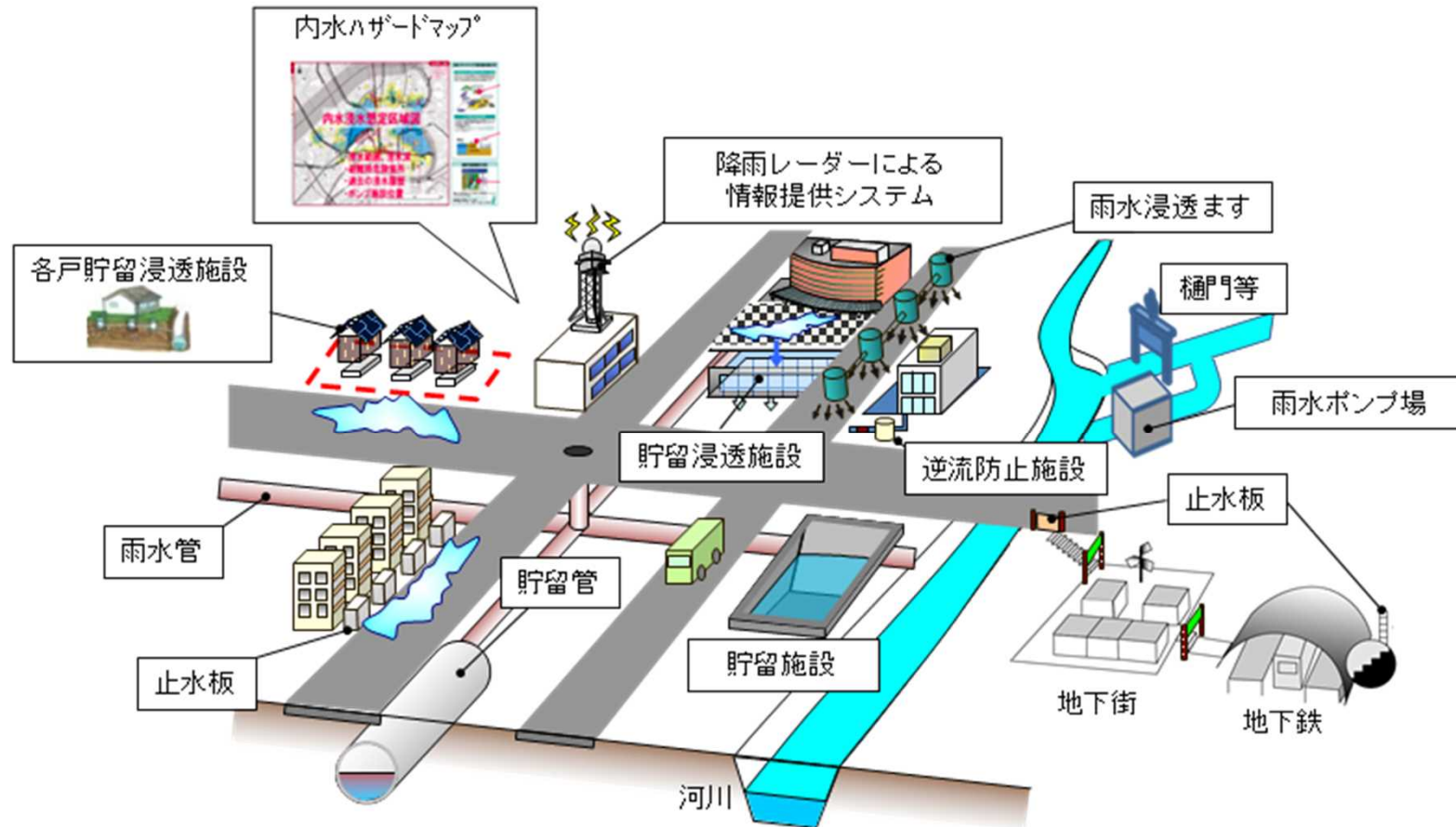
## 結 果

3年間（～令和6年3月31日）の特例措置を創設する。

# 下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）

# 下水道による総合的な浸水対策

- 浸水被害の最小化を図るため、貯留浸透施設等の**ハード対策**に加え、内水ハザードマップの公表等の**ソフト対策**及び関係住民等による**自助**を組み合わせた総合的な浸水対策を推進。
- 下水道浸水被害軽減総合事業を実施する場合は、「下水道浸水被害軽減総合計画」を策定する。



## 効果的なハード対策

- 重点的かつ効率的な施設の整備と効果的な運用
- 貯留・浸透施設の積極的導入 等

## ソフト対策の強化

- 自助を支える情報収集・提供等の促進
- 内水ハザードマップの公表
  - リアルタイム情報提供の促進 等

## 自助の促進

- 自助の促進による被害の最小化
- 浸水時の土のう、止水板設置
  - 自主避難 等



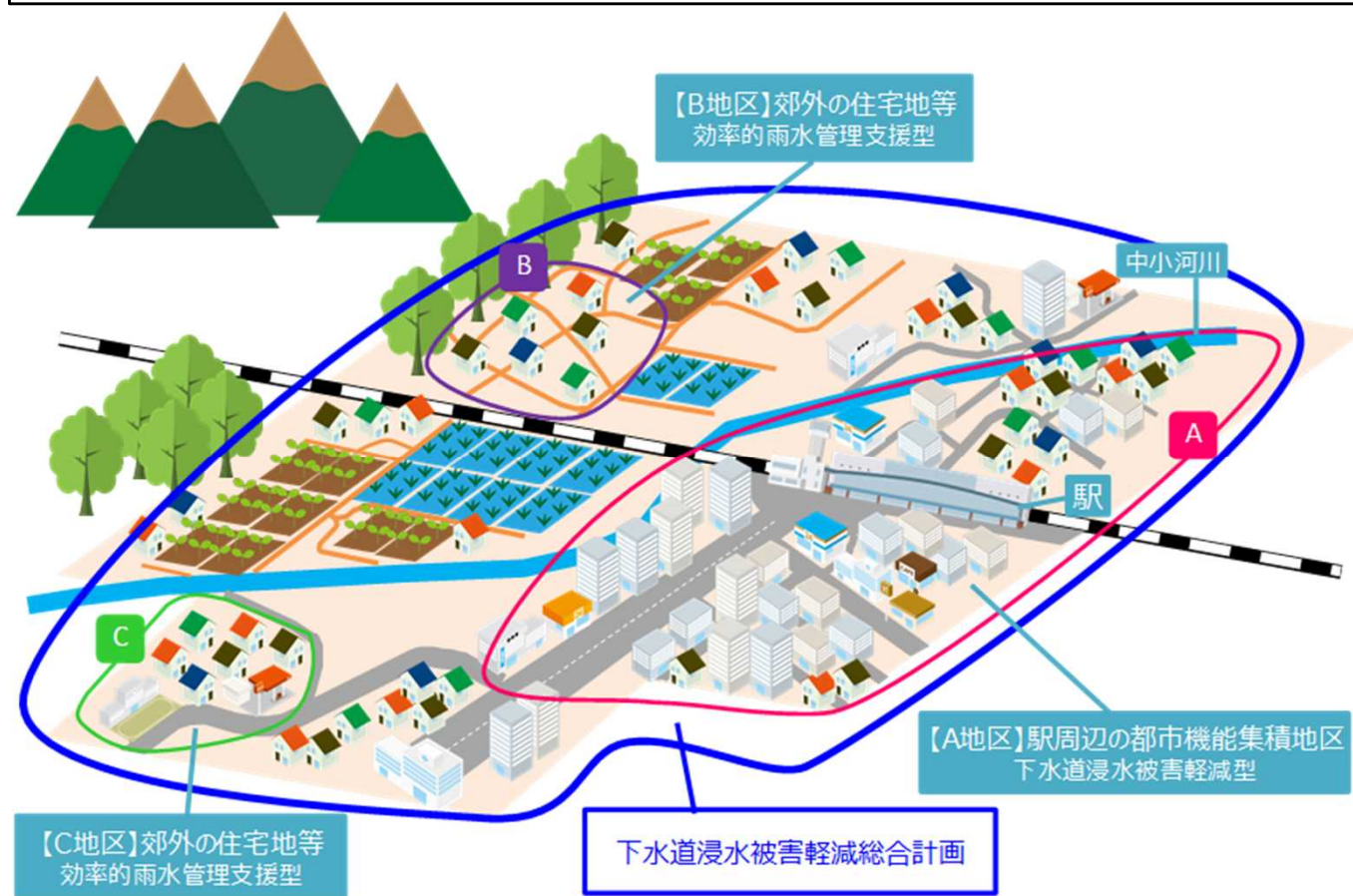
# 改訂内容（案）【地区ごとの計画から市全体の計画へ】

## 改訂内容（案）

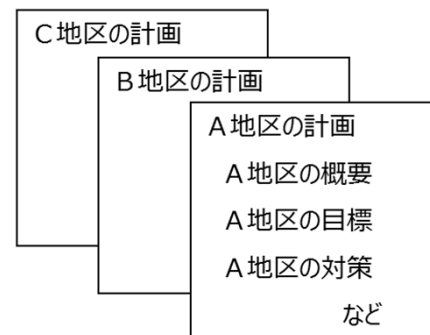
○ 下水道浸水被害軽減総合事業について、現マニュアル策定（H28.4）以降の拡充内容等を反映。

- 下水道浸水被害軽減総合事業に効率的雨水管理支援事業を統合（令和元年度）。
- 従来の下水道浸水被害軽減総合事業を「下水道浸水被害軽減型」、効率的雨水管理支援事業を「効率的雨水管理支援型」※とし、地区ごとの計画から市全体の計画へ集約するとともに、浸水対策実施の基本方針を明確化。

※浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施



地区ごとの計画から市全体の計画へ



〇〇市 下水道浸水被害軽減総合計画

**浸水対策実施の基本方針**

個別地区の浸水対策計画

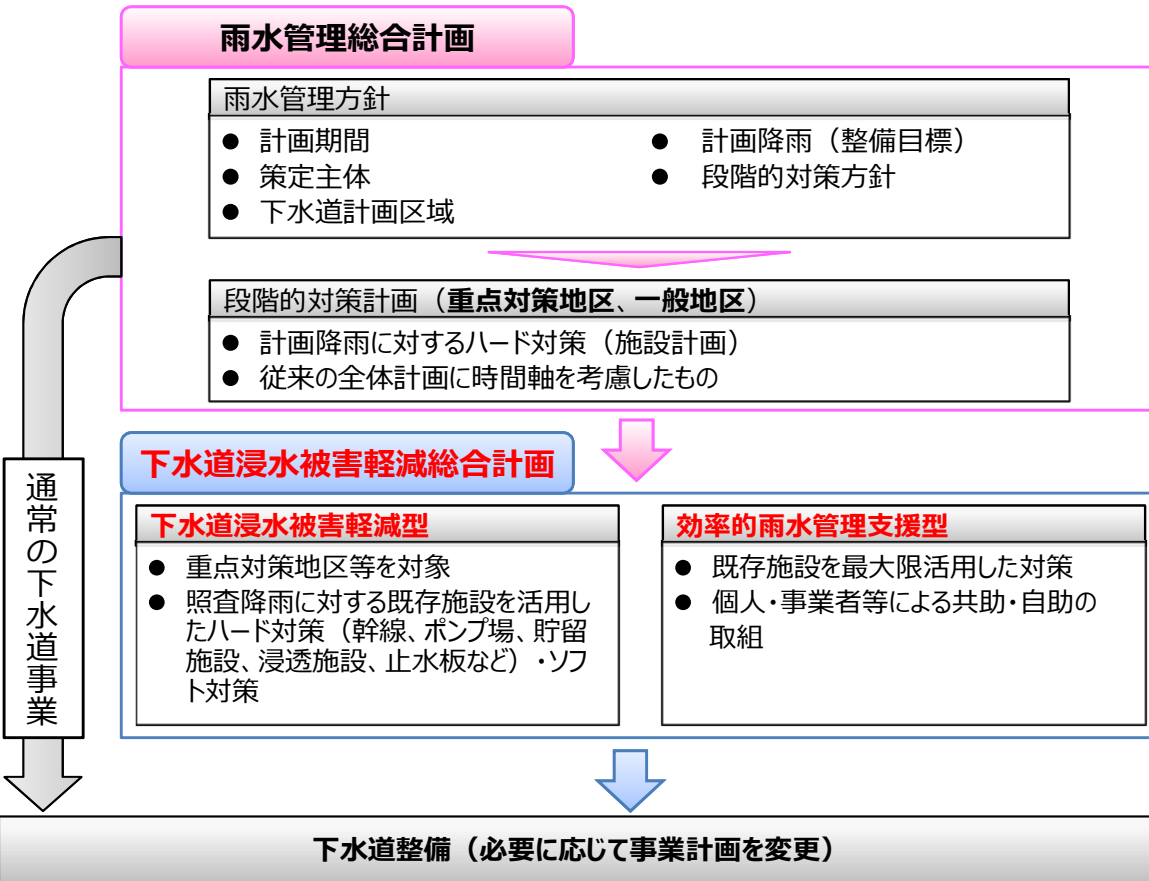
- ・ A地区の計画
- ・ B地区の計画
- ・ C地区の計画

など

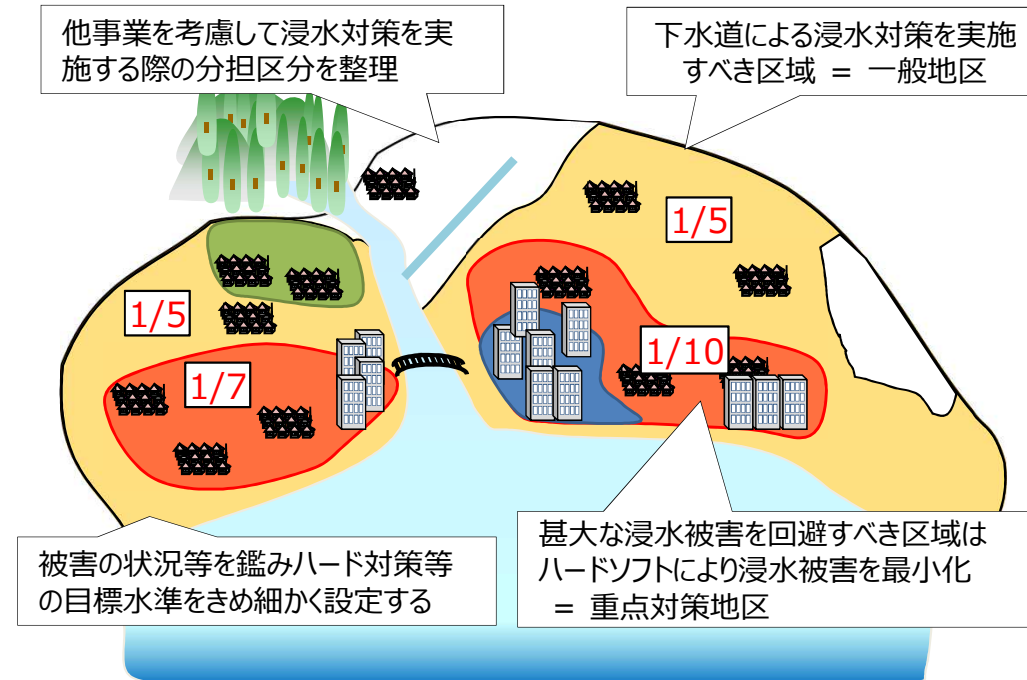
# 下水道浸水被害軽減総合計画及び対象地区の位置づけ

- 下水道浸水被害軽減総合事業「下水道浸水被害軽減型」、「効率的雨水管理支援型」を実施する地区は、それぞれ「重点対策地区」、「効率的対策地区」として下水道浸水被害軽減総合計画に位置付ける。

## 下水道浸水被害軽減総合計画の位置付けと対象地区のイメージ



- 雨水管理総合計画において位置付けた重点対策地区または一般地区では、必要に応じて下水道浸水被害軽減総合計画を策定する。
- 「重点対策地区」を主として、下水道浸水被害軽減型を実施する。
- 一般地区を主として、効率的雨水管理支援型を実施する地区は「効率的対策地区」とする。
- 下水道浸水被害軽減総合事業を実施しない地区では、通常の下水道事業またはその他事業制度等による整備を進める。



<雨水管理総合計画による地区の位置づけ>

- 下水道による浸水対策を実施すべき区域 = 一般地区
- 重点対策地区  $1/5$  目標水準（5年確率）
- 下水道整備を当面必要としない区域（既存の排水施設がある）

<下水道浸水被害軽減総合計画による地区の位置づけ>

- 重点対策地区（下水道浸水被害軽減型を実施する地区）
- 効率的対策地区（効率的雨水管理支援型を実施する地区）



# 改訂内容（案）【下水道浸水被害軽減総合事業における拡充内容等の反映】

## 改訂内容（案）

- 下水道浸水被害軽減総合事業について、現マニュアル策定（H28.4）以降の拡充内容等を反映。
  - 「下水道浸水被害軽減型」においては、令和元年度に、地区要件を緩和し移動式排水施設を交付対象に拡充。また、令和3年度には、貯留・排水施設の規模によらず、樋門等の自動化・無動力化・遠隔化、ポンプ場の耐水化を交付対象に追加。等

### 下水道浸水被害軽減総合事業の拡充

- R1年度拡充内容
  - ・移動式排水施設
- R3年度拡充内容
  - ・樋門等の自動化・無動力化・遠隔化
  - ・ポンプ場の耐水化

